東広島市農業委員会令和3年6月(第6回)総会議事録

1 開催日時 令和3年6月29日(火) 午前10時00分から10時47分まで

2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室

3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三見昌嗣	2	木原 省五	3	清 水 寿 昭
4	窪田 恒治	5	台川 洋子	7	岡土居 正弘
8	古本啓之	9	大月 みどり	10	岡本義則
11	黒川 克輝	12	荒谷 義憲	13	住井 正美
14	古川 國昭	15	原 茂正	16	吉高 信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲 伏 英 雄
20	杉 本 源 藏	21	脇 坂 俊 之	22	髙尾 昭臣
23	古川 みどり				

4 欠席委員 2人

番号	氏 名	番号	氏 名
6	小倉 亜紗美	24	瀬戸 則昭

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者

議長(会長) 12番 荒 谷 義 憲 委員 13番 住 井 正 美 委員

- 7 次第
- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について報告第23号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長 本 越 秀 己 局長補佐 大 下 宏 治 局長補佐 定井芳紀 合 原 茂 宏 農地保全係主査 隆之 農地係主査 津山 農地係主任 和田 麻依子 西田直子 農地保全係一般事務員

議 長 それでは、これより6月総会を開催いたします。

これからは着席の上、議事進行をいたします。

在任委員数24人中22人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。

次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。

東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、12番荒谷委員さん、13番住井委員さんを指名いたします。

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。

会期は、令和3年6月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。

< 異議なし >

議 長 それでは、会期は令和3年6月29日1日限りといたします。

これより次第3の議案審議に入ります。

まず、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

和田主任 | それでは、総会議案の1ページをご覧ください。

議案第30号について説明いたします。

今月は16件の申請がございました。内容は5ページに記載のとおりです。

内容については、座って説明させていただきます。

それでは、84-1について説明いたします。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。

続いて、85-2でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、86-3、87-4について関連しますので一括して説明します。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。本申請地は現在休耕中で、進入路もなく耕作が不便であるため、隣接の農地所有者に農地を譲渡しようとするものです。まず、86-3でございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。また、87-4でございますが、農地の境界部分において一部隣接の田の法面を含んでいたため、法面部分を分筆し、隣接の田の所有者に法面部分の土地を譲渡するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、88-5、89-6について関連しますので一括して説明します。

こちらの2件の申請については譲受人が同一であり、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。88-5については、譲渡人が●●にお住まいで通作が困難であることから、長年耕作を手伝っていた譲受人に譲渡しするものです。88-6については、ご親戚同士ということですが、譲渡人が体調不良により耕作が難しいため、譲受人に使用貸借により3年貸し渡しするものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。このたびの申請により、権利取得後の耕作等の事業に供すべき農地面積の合計が3,264㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。

続いて、90-7でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、譲受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けしていますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地1,787㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。

続いて、91-8でございます。

経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、92-9、93-10について関連しますので一括して説明します。

譲渡人は●●にお住まいで高齢であることから通作が困難であるため、近隣の土地所有者

下 局長 補 佐 したけども、事後の申請となりましたことから始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。また、墓地設置間もないこともあり、このように隣地の畑に砂利が入っておりましたことから、これも速やかに撤去を行い、畑に復旧されるということを指導しております。この本申請地におきましては、おおむね10ha以上の一団の農地区域にある第1種農地であり、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。続きまして、申請番号15-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1kmほど西に進み、さらに南西に1km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。説明は以上でございます。
指導しております。また、墓地設置間もないこともあり、このように隣地の畑に砂利が入っておりましたことから、これも速やかに撤去を行い、畑に復旧されるということを指導しております。この本申請地におきましては、おおむね10ha以上の一団の農地区域にある第1種農地であり、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。続きまして、申請番号15-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1kmほど西に進み、さらに南西に1km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
でおりましたことから、これも速やかに撤去を行い、畑に復旧されるということを指導しております。この本申請地におきましては、おおむね10ha以上の一団の農地区域にある第1種農地であり、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。続きまして、申請番号15-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1kmほど西に進み、さらに南西に1km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
おります。この本申請地におきましては、おおむね10ha以上の一団の農地区域にある第1種農地であり、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号15-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1kmほど西に進み、さらに南西に1km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
農地であり、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号15-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1kmほど西に進み、さらに南西に1km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
農地であり、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号15-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1kmほど西に進み、さらに南西に1km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号15-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1kmほど西に進み、さらに南西に1km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
るものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号15-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1kmほど西に進み、さらに南西に1km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
続きまして、申請番号15-2は、●●における太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1㎞ほど西に進み、さらに南西に1㎞進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
す。申請地は、この枠外にあるんですが、●●の位置から1kmほど西に進み、さらに南西に1km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
1 km進んだところの小高い丘の上にある第2種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
ございます。こちらが申請地となっておりまして、小高い丘の上に農地、畑がございまして、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
て、この休耕中の畑の部分に太陽光発電設備を設置するということで転用許可申請をされたものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
ものでございます。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支 障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取する こととされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取する こととされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取する こととされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
こととされております。今月分は、申請番号14-1を意見聴取いたします。
議 長 事務局からの説明が終わりました。
世当地区の委員さんから補足説明等があればお願いいたします。 世当地区の委員さんから補足説明等があればお願いいたします。
くなし > ***********************************
議 長 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。
議 長 議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」、14-1については、許可意
見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可さ
れることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外につ
いては、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
< 全員挙手 >
議 長 全員賛成ですので、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」、14-1に
ついては、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴
取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見
聴取の対象外については、許可することに決定いたします。
次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。
津山主任 それでは、総会議案の8ページをご覧ください。
議案第32号について説明します。
まず初めに、資料の差し替えがございます。総会議案の11ページから14ページの表裏2枚
について差し替えをお願いいたします。ホッチキスで2か所留めている書類になります。事
前に送付しました議案の変更箇所につきましては12ページから13ページにかけまして、申請
番号104-12から107-15について、駐車車両の種類及び区画数の変更の申出があり、記載を
変更しております。そのほかの部分について変更はございません。
今月は全体で24件の申請がございました。
内訳につきましては、総会議案の14ページをご覧ください。
内容については、座って説明させていただきます。
93-1 について説明します。
太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。
このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするも
のです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。
続いて、94-2について説明します。
一般住宅及び進入路への転用事案です。受人は●●に住所地を持っておられますが、現在

津山主任

勤務先は東広島市内にあり、本市に居住されています。このたび定年退職が近く、子供も● ●に居住していることから居宅を建築することとし、申請地を譲り受け、居宅への進入路の 一部として転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。 続いて、95-3について説明します。

共同住宅への転用事案です。受人は、●●に居住されています。このたび共同住宅4棟の建築とともに駐車場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、● の北東に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは令和3年3月15日付で除外済みです。

続いて、96-4から98-6は同一案件ですので一括して説明します。

残土処分場への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設残土の運搬及び処理を行う会社です。本件は、令和2年5月21日付で許可となった案件について事業計画に変更が生じ、申請地も併せて一体的に残土処分場として使用するため、このたび事業計画変更承認申請とともに農地法第5条の許可申請書が提出されたものです。申請地は、既存の処分場と併せて令和7年5月20日まで一時転用しようとするものです。なお、転用後は法面部分となる場所を除き、牧草地として復元する計画です。申請地は、●●の南西に位置し、●●地区として整備された農業公社牧場設置事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、土砂埋立行為事前協議書については、担当部局に提出されております。

続いて、99-7について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。 このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするも のです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。なお、申請地は形状不整形地を 含むため、有効活用面積は小さくなっています。

続いて、100-8について説明します。

車両置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、●●に資材置場を持つ建設業を営む会社です。このたび現在の資材置場が手狭であることから、既存敷地に隣接する本申請地に車両置場を整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

続いて、101-9について説明します。

歯科診療所への転用事案です。受人は●●に本店を置き、歯科医院を営んでいます。このたび現在の建物が老朽化のため、受人はその改築が必要と考え、今後の医療を確保するための設備の設置に見合う広さの場所を●●で探され、本申請地を移転先の適地とみなし、歯科診療所を移転、建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。なお、申請地には過去に所有者の父が土を入れて造成しており、このたび始末書とともに申請をされています。

続いて、102-10について説明します。

建売住宅及び車庫への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび本申請地に建て売り住宅1棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。なお、申請地には所有者が農地法の手続を取らず、自宅横の宅地の土を一時仮置きしており、始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。続いて、103-11について説明します。

共同住宅への転用事案です。受人は、●●に居住されています。このたび共同住宅1棟の建築とともに駐車場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の北東に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

続いて、104-12から107-15は一体開発であり関連しますので一括して説明します。 差し替え分の議案をご覧ください。

津山主任

店舗への転用事案です。申請番号104-12、105-13の受人は●●に本店を置き、建築業及び建築資材等の販売を営む会社です。このたび現在借地している事業所を返却しなければならず、このたび国道に面した利便性のよい場所を検討し、農用地区域ではない本申請地に移転し、業務の拡大を行う計画です。また、106-14、107-15の受人は●●に居住され、会社経営をされています。このたび飲食店の経営を計画し、●●付近での経営を目指し、一体開発の一部として食堂を経営するために本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●に位置する集団農地内の第1種農地です。申請番号104-12、105-13は、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、また申請番号106-14、107-15は農地法施行規則第35条第4号、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道の沿道の区域内に設置されるものとして、それぞれ第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可の申請については、受人連名により担当部局に提出されております。

続いて、108-16について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、リフォーム業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。

続いて、109-17について説明します。

一般住宅及び車庫への転用事案です。受人は、●●に居住されています。受人は平成30年7月豪雨により自宅を失い、現在仮の住まいに家族で居住されておりますが、退去期限もあり、このたび譲り受けることが可能な場所が見つかり、家族で住むための居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。なお、農振農用地除外見込みです。

続いて、110-18から112-20は関連しますので一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、3つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、110-18は黒瀬中学校の南東に位置し、111-19、112-20は●の南西に位置する第2種農地です。

続いて、113-21から116-24は関連しますので一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は \blacksquare に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、4 つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地の位置は、113-21は \blacksquare の南西に位置し、114-22は \blacksquare の北東に位置し、115-23は \blacksquare の東に位置し、116-24は \blacksquare の東に位置する、それぞれ第 2 種農地または第 3 種農地です。なお、116-24は筆の一部が法面を形成しており、有効活用面積は小さくなっています。

以上、説明しました24件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、30ha以上の農地の転用や第1種農地における転用は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、番号96-4から98-6、104-12から107-15を意見聴取いたします。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりました。

担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。

住井委員

今の●●の会社は株式のが違うんじゃが、同じ住所で書いてあるんが。これおかしいことないか。

津山主任

申請番号110-18から112-20と113-21から116-24につきましては、法人の住所地、それから代表者というのは同じなんですが、法人としては2つ持っておられるというか別法人ということで、それぞれの案件となっております。

住井委員

じゃあ、幽霊会社ということじゃ、あれ。

津山主任 会社を2つ持っておられると、登記も2つされておられます。

住井委員 登記というて、同じ住所じゃ登記できまあ、できるん。

津山主任	■登記されております。もともとはもう一つ大きい会社がありまして、そこの会社の中で発電
	事業部門というのを設けられて、その会社のうちの2つでございます。
分 # 禾 早	
住井委員	じゃあ、分けとるということ、会社で分けとるということ。
津山主任	そうです。それぞれ別会社として存在しているということです。
議長	よろしいですか。
住井委員	はい。
議長	これより質疑に入ります。
哦 又	
	ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
	< なし >
議長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。
, , ,	議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、96-4から98-6、
	104-12から107-15については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に
	意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可
	することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の
	挙手を求めます。
	< 全員举手 >
議長	全員賛成ですので、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、
成文	
	96-4から98-6、104-12から107-15については、許可意見を付して、広島県農業委員会
	ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんとい
	うことであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定い
	たします。
	続いて、日程第4の報告事項に入ります。
	報告第21号から報告第23号について、事務局の説明を求めます。
大 下	資料の報告事項をお願いいたします。
局長補佐	報告第21号から第23号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事
	務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。
	座って報告させていただきます。
	1ページをお願いいたします。
	報告第21号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」
	でございます。
	2ページをお願いいたします。
	市街化区域内における農地法第4条による農地転用につきましては、今月分は2件の届出
	を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。
	3ページをお願いいたします。
	報告第22号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」
	でございます。
	4ページと5ページをお願いいたします。
	市街化区域内における農地法第5条の規定による農地転用につきましては、今月分は5件
	の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。
	6ページをお願いいたします。
	報告第23号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でござい
	ます。
	7ページから10ページまでをお願いいたします。
	法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は23件の照会がございました。その
	内容につきましては、ご覧のとおりでございます。
	報告は以上でございます。
 議 長	次に、日程第5のその他に入ります。
硪 女	
	事務局からありましたらお願いいたします。
定井	れでは、本日お配りしております資料、こちらのニゲテックとあるパンフレットをご覧くだ
局長補佐	さい。

定 井 局 長 補 佐	これは先日、本市の農業委員さん、小倉委員さんから情報提供としてお話があったもので、イノシシ、鹿を超音波で忌避するという害獣忌避装置でございます。これは県立広島大学と広島市にありますラボテック株式会社との共同開発で商品化されたもので、現在庄原市や北広島町など、県内で100台以上の販売実績があるそうです。今のところ県北での販売がほとんどで、東広島市ではまだ実績がないようでございます。参考までに情報提供をさせていただきますので、興味のある方はお問合せいただければと思います。ちなみに、販売実績といたしまして庄原市で40台あまり、北広島町で25台程度、それから呉市で7台、三原市で3台などで、広島県内で大体100台あまりということだそうです。主には個人農家さんというよりも農業法人さんなど、例えば中山間直払いの公金などを活用して購入、導入されているという実績があるようでございます。そのほかゴルフ場であるとかJRさん、庄原の国営備北丘陵公園なども導入実績があるようでございます。1台当たりのお値段なんですけども、大体15万円程度ということだそうでございます。
議長	ほかには。
合 原 主 査	続いて、農地パトロールの説明会開催について連絡させていただきます。 委員の皆様には先週の6月22日付の書面にてご案内したところですが、改めて申し上げます。開催日時は7月8日木曜日、場所はJA広島中央農協の会議棟2階の会議室です。時間は午前10時からと午後2時からで、担当地区に分けて2回行います。午前は旧町の担当委員、午後は旧市の担当委員を対象としております。当日お車でお越しの場合、駐車場は市営の西条岡町駐車場をご利用ください。説明会後に無料処理をいたします。農協の駐車場には止めないようお願いいたします。また、説明会の際に公務災害補償制度加入に係る保険料の更新分として1,000円を集めますのでそのお金と、そして現地確認用の図面をお渡ししますので持ち帰り用の手提げ袋を持参してください。最後に、農地パトロールの実施に当たりまして、委員の方が調査で農地の中に立ち入ることもありますとの旨を7月広報に掲載して周知を図っております。
議長	ありがとうございました。 ほかに委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりご審議誠にありがとうございました。 次回7月総会について大月会長職務代理者から報告をお願いいたします。
大 月 職務代理者	失礼いたします。次回7月総会は、7月29日木曜日午前10時より、本日と同じくここ全員協議会室で予定しておりますのでご出席のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 以上で6月総会を閉会いたします。

議事録署名者	議長	
議事録署名者	委員	
議事録署名者	委員	

議長(会長) 12番 荒 谷 義 憲 委員 13番 住 井 正 美 委員